

## 南摩ダム湖面エントランスエリア活用事業者プロポーザル要項

### 1. 目的等

#### (1) 背景

鹿沼市（以下「本市」という。）上南摩町において、独立行政法人水資源機構が建設を進めている南摩ダムは、令和8年度末に工事が完了し、東京ドーム43個分の約200ヘクタールに及ぶ広大なダム湖を有して、令和9年度から管理が開始される予定です。

南摩ダムは、首都圏や市街地からのアクセスに優れており、令和6年4月にダム下流にオープンした「スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&スパ」には、年間延べ20万人を超える利用者が訪れており、地域に大きな賑わいをもたらしています。

また、令和8年度には、ダム湖の上を滑走する県営ジップラインの開業も予定されるなかで、今後のダム湖面活用についても、大いに可能性を秘めたエリアであると考えます。

#### (2) 趣旨

南摩ダムは、大芦川、黒川との水融通を行う特徴を持ち、地域住民や複数の河川と密接に関わっているため、活用事業を実施する際には、生活環境及び生態系への配慮が必要不可欠です。

また、南摩ダム本来の目的である水道用水の供給、流水の正常な機能の維持及び洪水調節の機能を果たすため、独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が策定する「南摩ダム湖面利用ルール（以下「湖面利用ルール」という。）」を遵守したうえで安全性を確保した事業が求められるため、地域振興と環境保全の両立を図りながら湖面活用に携わる事業者を、南摩ダム湖に関係する機関が委員会を設置して選定することとしました。

なお、選定された事業者（以下「選定事業者」という。）による「南摩ダム湖面エントランスエリア管理協議会」（以下「協議会（※）」という。）を設立していただき、その協議会に対して、本市が水資源機構や栃木県（以下「県」という。）から借り受けた土地である南摩ダム湖面エントランスエリアの使用を認める仕組みとする予定です。

**※本市が協議会に求めることは、次のとおりです。**

#### ①ルール及び法令の遵守

「湖面利用ルール」「鹿沼市湖面エントランスエリア活用ルール」及び関係法令を遵守すること。

#### ②協議会規約の策定

協議会の持続可能な運営を図るため、その運営方法、代表者や事務局の役割を選定事業者間で協議のうえ規約を策定すること。

#### ③湖面エントランスエリアの整備

湖面活用事業を実施するために、本市が想定する設備や選定事業者間で必要な設備の整備を行うこと。

なお、本市が想定する設備は、汲取り式トイレ2棟程度、更衣室（プレハブ）2棟程度、駐車場等の管理に必要なバリケード等で、購入及び設置の費用は、本市が予算の範囲内で負担するものとし、具体的な内容は協議会設立後に相談のうえ決定する。

#### ④湖面エントランスエリアの管理

協議会が安全に湖面活用事業が実施できるよう、設置設備や湖面エントランスに関する維持管理及び日常的な清掃を行うこと。

さらに、駐車場の利用を調整し、選定事業者が事業実施にあたり駐車可能台数以内に収まるよう対策を講じること。

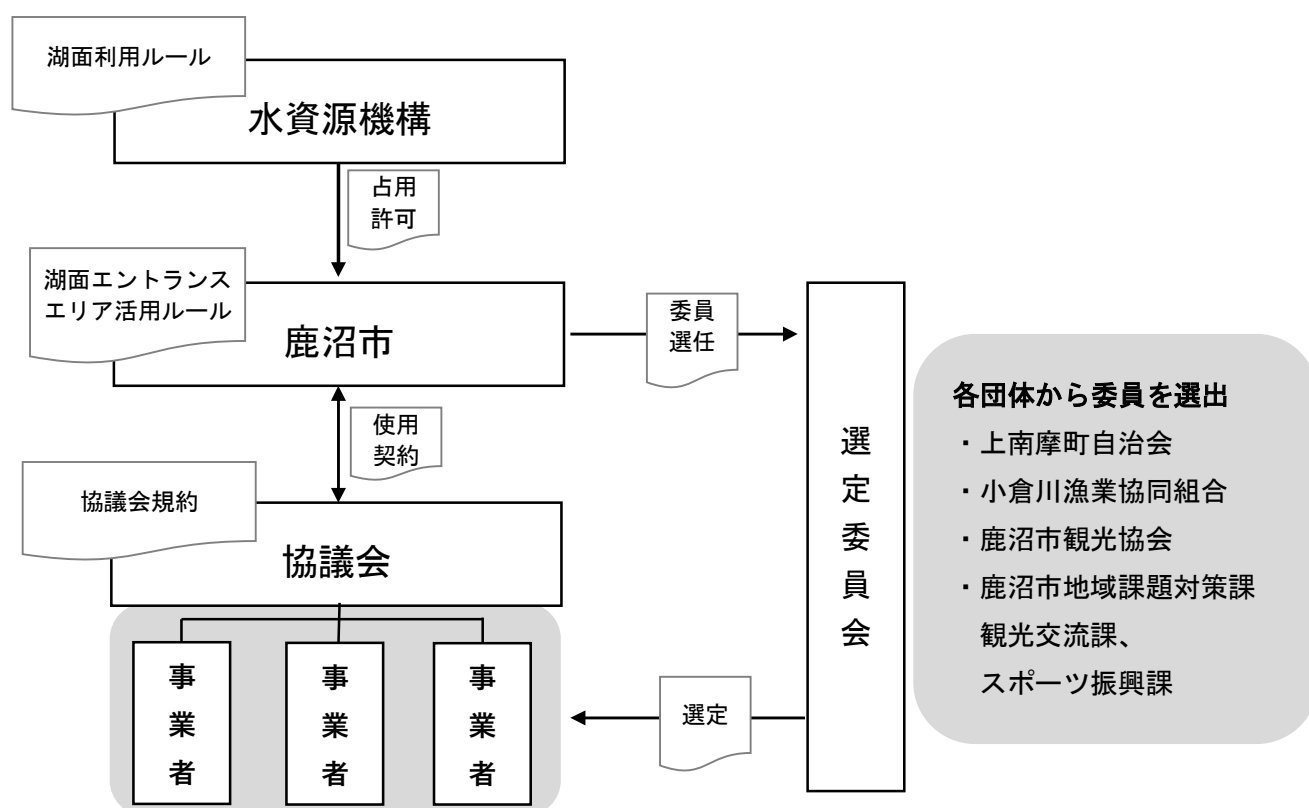
#### ⑤地域貢献事業の実施

南摩ダム周辺地域との連携や協議会として地域との交流事業を実施すること。

#### ⑥新規事業者募集の検討

将来的に湖面エントランスエリアを安定的かつ継続的に運用するため、新たな事業者の募集を検討し、本市と協議すること。

### 2. 湖面エントランスエリアの利用方法



### 3. 注意事項

南摩ダム湖面の活用は、現時点で国、県及び水資源機構等（以下「関係機関」という。）との協議が進行中であり、実際の湖面活用が開始されるまでに、水資源機構が策定する「湖面利用ルール」または「鹿沼市湖面エントランス活用ルール」のほか土地の借り受けに関する事項等が、今後変更される可能性があります。

すなわち、関係機関との協議の過程で、現時点の想定内容に変更が生じる可能性もありますので、選定事業者が南摩ダム湖での事業開始を見込んで実施した設備投資等の費用について、その変更を理由とした本市への補償請求等には一切応じられません。

事業者の皆様は、こうした現状を十分に理解したうえで、申し込みをご検討ください。

#### 4. 事業者の募集

##### (1) スケジュール

|                                         |           |
|-----------------------------------------|-----------|
| 要綱等の公開                                  | 9月8日(月)   |
| 現地見学会<br>(希望者のみ)                        | 9月22日(月)  |
| 質問書の受付期間<br>(メールにて)                     | 9月25日(木)  |
| 質問書の回答<br>(HPにて)                        | 9月30日(火)  |
| エントリーシート兼ダム湖面活用企画書の受付期限<br>(持参 or 郵送にて) | 10月8日(水)  |
| 一次審査<br>(参加資格審査)                        | 10月14日(火) |
| 一次審査結果通知の発送                             | 10月17日(金) |
| 二次審査<br>(プレゼンテーション審査)                   | 10月29日(水) |
| 審査結果の送付                                 | 11月第2週まで  |
| 協議会設立                                   | 12月第4週まで  |

##### (2) 応募資格と選定方法

次の条件をすべて満たす事業者が応募対象となります。

- ①栃木県内に事業所を有し、栃木県内で水上アクティビティ事業を5年以上実施していること。
- ②水上アクティビティ専用の傷害保険及び賠償保険に加入していること。
- ③「湖面活用ルール」「湖面エントランスエリア活用ルール」及び関係法令を遵守できること。
- ④選定事業者で組織する協議会設立に参加し、協議会で実施する事業に参加すること。
- ⑤地方自治法施行令第167条の4第1項の各号(※1)に該当しない者であること。

(※1) 地方自治法施行令 (一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項に掲げる者(※2)

(※2) 指定暴力団員、指定暴力団員と生計を一にする配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)及び法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっている者

応募した事業者の中から、本市の「南摩ダム湖面エントランスエリア活用事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において事業者を選定します。

### (3) 現地説明会の開催

希望者向けの現地説明会（※任意参加）を令和7年9月22日（月）に開催します。

参加を希望する場合、必要事項（a～d）を記載のうえ期限までに連絡先メールアドレスにお申し込みください。

●連絡先メールアドレス mizushigen@city.kanuma.lg.jp

●必要事項 a. 事業者名

b. 参加者の人数及び氏名

c. メールアドレス

d. 電話番号（日中の連絡が取れるもの）

●申込期限 令和7年9月17日（水）17時まで

※集合場所や集合時間を9月19日（金）までに連絡します。

※説明会では、ダム湖周辺の状況説明及び現場見学を予定しています。

※説明会への参加は任意で、参加の有無による選定時の審査への影響はありません。

### (4) 質問の受付と回答

質問がある場合は、受付期間内に別紙「質問書（様式2）」を連絡先メールアドレスに送付してください。

●件名 南摩ダム湖面エントランスエリア管理協議会 質問事項

●連絡先メールアドレス mizushigen@city.kanuma.lg.jp

●質問受付期間 令和7年9月 8日（月）9時から

9月25日（木）16時まで

※上記の受付期間外の質問に対しては、一切回答は行いません。

※回答は、質問内容とともに9月30日（火）に本市ホームページに公開します。

※質問内容の公開によって、提案内容等が他者に類推されたとしても、本市は一切の責任を負いません。

### (5) エントリーシート兼ダム湖面活用企画書の提出

別紙「エントリーシート兼ダム湖面活用企画書（様式1）」（以下「企画書」という。）に必要な事項を記入し、添付書類とともに持参（土日祝日を除いた9時～16時に限る。）または郵送（配達日時がWebサイトで閲覧できるものに限る。）で提出してください。

●提出書類 企画書

※企画書データを連絡先メールアドレスに送付してください。

●添付書類 水上アクティビティ専用の保険加入状況が分かる証書の写し及び栃木県内で5年以上の事業実施を証明する書類（法人登記簿写し、納税証明書、個人事業の開業届出書の写し、パンフレット、過去のチラシ等）

●提出先 住所：〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市役所（3階・3番窓口）総合政策部 地域課題対策課 水資源対策室

●連絡先メールアドレス mizushigen@city.kanuma.lg.jp

●受付期間 令和7年9月8日（月）9時から

10月8日（水）16時まで

## （６）企画書の内容

事業者の選定は、６ページ「５．選定に関する事項」のとおり、企画書の内容を総合的に評価し、基準に沿って行いますので、企画書の作成に際しては、次の事項を遵守してください。

### ●体裁について

ア 企画書は、文章で簡潔に記述し、必要に応じて文章を補完するための図表、写真等を使用して分かりやすくしてください。なお、やむを得ず専門的な用語等を用いる場合は、必ずその注釈を付記してください。

イ 企画書に記載する文字サイズは、図表や注釈等を除き、原則として「10.5ポイント」以上としてください。

ウ 企画書は、原則として「A4版」横向き、横書きの片面印刷とし、各ページの下部中央にページ番号を付してください。

エ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位としてください。

オ 提出書類は、モノクロ刷りとカラー刷りのいずれでも可としますが、モノクロ刷りの場合でも図表、写真等が見やすくなるよう作成してください。

### ●内容について

企画書は、次の構成になるよう作成してください。

#### 1. 事業者の紹介

（事業者の主な活動やこれまでの実施事業など）

#### 2. 事業実施の目的・実施事業の内容

（想定する事業規模や集客数、実施したい具体的な事業の内容など）

#### 3. 安全性の確保について

（通常時や緊急時における安全確保の方法、その他事業での安全性のノウハウなど）

#### 4. 地域や地元への貢献、振興策について

（地域との連携や振興策など）

#### 5. 協議会について

（協議会の設立・運営に関する意見や要望など）

## （７）一次審査（資格審査）

提出された企画書及び添付書類をもとに、本市水資源対策室（以下「事務局」という。）において、参加資格を満たしているか否かを審査します。

一次審査結果の通知文書は、令和7年10月17日（金）に発送します。

(8) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 委員会の設置

本市及び南摩ダム湖関係機関で組織する「南摩ダム湖面エントランスエリア活用事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

イ 審査方法

選定委員会が各事業者から企画書に基づくプレゼンテーションを拝聴し、質疑応答を経たうえで採点方式によって審査します。

●審査期日 令和7年10月29日（水）

●審査概要

- a. 各事業者からの出席者は3名以内
- b. 各事業者の持ち時間は30分程度  
（15分以内のプレゼンテーション、15分程度の質疑応答）
- c. 二次審査の会場及び集合時刻の詳細は、別途通知する。
- d. 審査結果に対する異議申し立てや質問等は、一切受け付けない。

5. 選定に関する事項

(1) 選定方法

選定委員会は、企画書の内容を総合的に評価し、基準に沿って行います。

(2) 選定基準 【100点満点】

80点を及第点としますが、80点以上が多数の場合は上位数社を選定します。

|                                                                                       |                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 一次審査（資格審査）～事務局が実施                                                                     |                                                           |
|                                                                                       | 応募資格（3ページ「3. 事業者の募集」「(2) 応募資格と選定方法」①及び②）が、企画書と添付書類で確認できる。 |
| 二次審査（プレゼンテーション審査）～選定委員会が実施                                                            |                                                           |
| 事業実施の目的・実施事業の内容                                                                       | 【40点】                                                     |
| 【ダム湖面活用の目的や背景への理解度】<br>ダム湖面の活用の背景を理解し、生態系保全、地域への配慮、観光公害対策を踏まえた事業内容になっている。南摩ダムの独自性がある。 |                                                           |
| 安全性の確保について                                                                            | 【25点】                                                     |
| 【計画性・安全性が確認できる事業】<br>提案事業の内容が計画的であり、安全管理を十分に想定した内容になっている。                             |                                                           |
| 地域や地元への貢献、振興策について                                                                     | 【25点】                                                     |
| 【地域・地元への貢献】<br>湖面を活用した地域振興や、ダム湖周辺及び本市西北部地域の活性化を通して、地域や地元へ貢献する内容や振興事業が含まれている。          |                                                           |
| 協議会について                                                                               | 【10点】                                                     |
| 【協議会への理解】<br>協議会設立に関する理解がされており、前向きな提案が含まれている。                                         |                                                           |

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した事業者は、選定対象から除外します。

- ア 二次審査の終了前に、選定委員会の委員に対して、直接または間接を問わず接触したことが確認されたとき。
- イ 企画書または添付書類への虚偽記載または二次審査での虚偽説明が確認されたとき。
- ウ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある行為が確認されたとき。

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、決定後速やかに全ての応募事業者に書面で通知します。

## 6. 今後の予定

|                        | 令和7年度                   | 令和8年度            | 令和9年度                     | 令和10年度         |
|------------------------|-------------------------|------------------|---------------------------|----------------|
| ダム<br>の<br>状<br>況      | 湖面利用不可能<br>【試験湛水(※1)期間】 |                  | 湖面利用可能                    |                |
| 協議<br>会<br>の<br>動<br>き | 協議会設立                   | 湖面エントランス<br>整備実施 | 事業準備期間<br>ダム湖の危険<br>箇所を確認 | 湖面活用事業<br>本格運用 |

(※1)試験湛水・・・ダム本体と周辺斜面の安定性を確認するため、最高水位まで貯水位を上昇させた後、ダム管理運用上の最低水位まで貯水位を下降させる一連の作業

## 7. その他

- ・本要項に基づく湖面活用に携わる事業者選定の応募に際して必要な費用は、応募する事業者が全て負担してください。
- ・本市に提出された企画書、添付書類及び事務局または選定委員会から追加で提出を求められた書類・資料等は、全て返却できません。
- ・本市が定めた期限後の書類・資料等の提出または差し替え等は、原則として認めません。
- ・審査内容に対する異議申し立ては、一切受け付けません。

## 8. 問い合わせ

鹿沼市役所（3階・3 番窓口）総合政策部 地域課題対策課 水資源対策室

住所：〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

電話：0289-63-2263

メールアドレス：mizushigen@city.kanuma.lg.jp

担当：伊東